

令和3年度 第1回清瀬市子ども・子育て会議 会議録

日時 令和3年10月1日（金）

場所 中清戸地域市民センター

委員 12名（欠席なし）

事務局 子ども家庭部長、子育て支援課長他

1. 開会

事務局

あいさつ及び資料確認。

新委員の任期（令和3年8月1日から令和5年7月31日）について説明。

清瀬市子ども・子育て会議の委員が定足数を満たしていることを報告。

2. 委員紹介

事務局・委員の順に自己紹介

3. 委員長選出

事務局

清瀬市子ども・子育て会議設置条例第6条により子ども・子育て本会議では委員長を互選（ごせん）により選出することを説明。向井委員が委員長に選出された。

4. 職務代理選出

委員長より清瀬市子ども・子育て会議設置条例第6条により、岩澤委員を職務代理として指名した。

5. 議題

（1）子ども・子育て会議の役割について【資料2・5】

事務局

資料2（清瀬市子ども・子育て会議の役割）、資料5（清瀬市子ども・子育て支援総合計画）について説明

（2）令和2年度清瀬市子ども・子育て支援事業計画の評価について【資料3】

事務局

清瀬市子ども・子育て支援総合計画の評価について（資料3）の説明。

委員

配慮が必要なお子さんの相談件数は、実質的な相談件数の目標でその後、家庭で対応できていることは関係ない数字か。

評価は、数値目標に対し特に配慮が必要な子どもや家庭の支援の充実ってということで計画し、相談件数・計画が 2,674 件に対して実績 3,313 件。令和 2 年度では令和 6 年度の計画の数値を上回っている相談件数があったので評価は A なのか。

事務局

総合計画の 31 ページに令和 6 年度の計画数値記載させていただき、評価 A B C につきましては、数値に対する評価と捉えてほしい。

実際 A B C の字面だけで評価せざるを得ない考え方になってしまっているが、きめ細やかな対応をし、P31 の②「要保護児童対策地域協議会」を活用して母子保健の訪問等を行い相談があった家庭に対してはアプローチを図っていく。

委員

例えば子育て支援センターで取り扱う案件が 18 才までとなっているが、18 才前から関わっていても 18 才以上になったら引き続きみられないと言われる。その場合そういう相談も含まれて 1,014 件。他は子供のことは関係ない家族全般の相談か。

事務局

数字としては 18 才未満のお子さんの相談である。お子さんに関する家庭の問題、家庭に関する相談事が 2,299 件。すべて計上すると 3,313 件。

委員

概要に子どもの相談 1,014 件ってなっており、区別して書く意味があったから書いたのか。

事務局

お見込みのとおり。子どもの相談が 1,014 件、家庭の相談が 2,299 件。

委員

令和 6 年度の計画が 2,674 件っていうその目標の根拠は何か。

事務局

それは以前の令和元年度に子ども子育て会議で作成された中で出された数字、計画になっている。

委員

それではその根拠を今度教えていただければと思う。

事務局

今後、令和4年度の中間の見直しで審議していただければと思う。

事務局

追加で全体での伸び率は記載していないが、前年と比較すると極端に伸びて1.24倍になっている。計画値と見比べると伸びており、その要因にコロナの影響は否定できない。清瀬市だけじゃなくて、東京都・国・警察庁の統計も伸びている。国等ではこの状況はしばらく続くかというところで注視する必要がある。

委員

相談件数よりも、特に配慮が必要な子どもや家庭への支援の充実と言い、沢山相談を受けたことがその家庭への支援への充実になっているというふうに捉えていると感じ評価の仕方に疑問を感じた。

委員長

何をもって評価Aとするのか、この資料から読み取れないのでまた次回、教えていただきたいと思う。繋がる場所としてはコロナ由来の相談件数はどこの自治体でも増えているが、子育て支援の目標としては相談件数を減らすのが目標。事業計画の母子保健事業のところは、充実をしていくってことが必要だと思う。31ページにも母子保健事業(ネウボラ事業)っていう形で書いており、妊娠期からの継続的な支援の充実度がまた図れるようになると件数が伸びるのではなく、減っていくとより子育てがしやすい地域、スローガンに掲げている地域になると思う。また、随時皆さんのご意見いただきながら反映させていただければと思う。

委員

5ページの放課後児童健全育成事業と13ページの放課後児童健全育成事業についてです。令和2年度の事業内容がほぼ同じ文言ですが評価がBで、13ページは充実、この違いについて教えてほしい。

事務局

委員のご指摘のとおり、内容が継続と充実と相違がありましたのでこれは再度確認し修正する。内容について、事業というのは例年目的が同じであるので内容が大きく変わらない。

放課後子ども教室も学童クラブと似たようなことを行い、内容に例年大きな変化がないので表記が同じになっている。

委員

引き続き学童については充実の方に評価してもらいたいので、方針はまた今度教えてほしい。

事務局

令和2年度については若干の児童数の減少、コロナの影響があり多少の減少がある。申請の数字は例年同じ。コロナの影響で、現在家庭でお子さんを見られる状況や、仕事を変える等で在籍数に変化が出ている。令和3年度は施設でも少し定員数を増やし待機児童を減らしていこうと今動いている。

委員

待機児が50人以上出ているということで是非、充実していただけたらと思う。

委員

放課後児童健全育成事業で、総合計画28ページに書いてある新・放課後総合クラブに基づく行動計画の“新”と書いてあるが、総合計画58ページを見ると放課後児童健全育成事業の放課後児童クラブと同じものを載せている。目標も表も同じです。基本施策に放課後児童クラブが両方の施策に入るので同じことを載せているのか。

子どもたちの遊び場と居場所作りの放課後児童健全育成事業と数値はまったく同じですが、13ページは地域子ども子育て支援事業の確保と遊び場作りのところが違い、遊び場と居場所にも入っている。

放課後児童健全育成事業は保障されたまま、共働きの人で保育園と同じ位置づけで遊び場にはならないと思う。先程、待機児童のことがでていましたが、1年生、2年生、3年生と学年になっているが、地域の学童によって待機児童数が全然違うので均して考えていいのか。これで目標達成していると言われても待機児童数がゼロとは考えられない。

事務局

地域子ども子育て支援事業の表記についてと子どもたちの遊び場の基本施策の表記については、最初にこの表記の設定したところを確認する。

委員

地域の子たちの遊び場ではない。放課後クラブとまなべの合併とかされているが、放課

後児童クラブは共働きで育成料を払っており、まなべーはうちに帰れば保護者がいる。居場所・遊び場として一緒にするのもありえない。遊びたい場所ならどの子も入れなきゃいけない。でも学童クラブは共働きの家庭が保障されるべき場所だと思う。

事務局

今、委員が言っている意味よく分かりました。そもそも、放課後子ども教室・通称まなべーは、学童クラブと目的が違うが国の方針としては連携そのうえで一体化ということをやっている中での方向性があるので、清瀬市としては連携の状況。

それと先ほどの人数の件について、地域的な人数の差が確かにある。北口の方が過度に利用人数が増えている状況があるので、それをすべて細かく表記できるかどうか検討していきたいと思う。

委員

先を見通して、清瀬市はこの標記がいいということですか。

事務局

標記についても再度確認が必要かと思う。

委員

あと学童クラブの施設整備や運営事業を安定させていく中で継続して行ったということは、古い部分を残して増設等が安定ですか。

事務局

それだけに特化したことではなく相対的な標記。大きな改善事業ではないが、施設部分で老朽化しているところも多いので要所を徐々に改善しているので 100%ではない部分もある。

委員

人数の受け入れが多くなったところに付け足し増築は分かるが、老朽化しているところを要所新しくというのは事業内容が曖昧でよく分からない。

放課後、学校の余裕教室において適切な遊びや生活のご案内や健全育成を図ったというのは、学童クラブが放課後学校の余裕教室において適切な遊びや生活の場を使えますか。

事務局

今の状況では使えないこともあるが、相談させていただければ図書室や体育館を使えることもある。もう少し具体的な標記するように記入の仕方等、指摘があった通り分かりやすくする。

委員長

ではもう一度資料を詳細にご提案いただける、ということで。ありがとうございます。

委員

令和 2 年度はコロナもあったので、今までの子どもに関する事業が少なくなったということを理解した上での質問をする。

例えば、5 ページの野塩の児童館祭り子ども参加人数実績ゼロ、ジュニアリーダーズクラブの参加人数実績ゼロとあるが、これはやった・やらないってところでは、ゼロだとは思いますが、コロナだからこそこういう工夫をしたという実績があったのか、これから先も状況がどうなるか分からないから、次に向けてどうしたか、っていうのをもっての評価になるといいなと思う。

事務局

コロナの関係で開催が出来ませんでした。これについては指摘があったとおりに検討していく方向もあるかと思うので、提案する。

委員

ぜひ、次年度からの事に関して盛り込んでいただければ。

委員

7 ページの、ショートステイ事業の十分な提供量を確保している主な理由は保護者の疾病入院、保護者の育児疲れとなっているが、子ども家庭支援センターからの紹介はほぼ無いか。どんな流れでショートステイ事業を利用しているのか、例えばどこの紹介で見つけたとかあればいいと思う。

事務局

実際、利用者が固定化している。相談員と関わっている方の利用、ほとんどレスパイトで松山の子ども之家に委託し実施している。

委員

現状において十分な提供量を確保しているのか根拠が分からない。先ほど相談件数の話になったが、育児しついで 1.6 倍、次に虐待が 1.5 倍、ここに評価の関連が見られないので全然連携してないのではと思う。

委員

子どもの家は、1歳半以上しかお預かりできない。また子どもの家でも預かり体制がある。なので、虐待等で追い込まれるのが0歳児や出産直後が多い。そういうお子さんは乳児院になるのでカウントされなかったりする。

事務局

今、委員がおっしゃったとおり子どもの家で受けているのが3つの自治体になっている。連絡をとって、確保しているベッド数をお互いに融通を利かせて調整を取りながら運営をしている。

委員

わかりました。緊急枠っていうのは、それは児相になるってことか。大きい子は泊まれな
いのか。

事務局

子ども家庭支援センターが事業として行っている。利用は2歳から小学生まで。

委員

例えば中学生が虐待にあたりして保護ってなるともう児相對応か。

事務局

今調整しているところであり、中学生になると体も大人に近づいてきますので施設との関係が当然出てくる。今後の課題にはなってくるが、子どもの家との調整というのは必要になってくる。レアケースにはなるが中学生を預かってもらったという事例もある。

委員長

今ここに出ているショートステイ事業と虐待等の緊急一時保護ということがまた違う内容になってくるかと思う。内訳がこの概要だと分からないので、読み手が分かる形でまとめていただけるといいと思う。色々具体的な話が伺えてありがとうございます。

委員

病児・病後児保育事業についてですが、令和2年度の事業概要にコロナが加わっただけで前とまったく一緒のことがかいてある。きちっと調査するってことだったが、また同じ内容が書いてあるのは何故か。

事務局

記載内容を確認したいと思う。

委員

ショートステイの事業の中でトワイライトステイについて検討するという事になってきたと思う。ショートステイの弾力活用はその後進んでいるか。今回コロナで必ずしも年齢層の低い子どもだけでなく小学生や中学生のお子さんでも居場所がなくなるようなことがあり今後も可能性があると思う。

子ども家庭支援センター

トワイライトの方は東京都で推しているところではあるがなかなかそこまで取り込めないのが実情。引き続き動向などをみながら注視していきたいと思う。

委員長

ありがとうございます。急な対応というのはどこの自治体も課題として引き続き検討をお願いします。こちらの議題だが資料の再作成等の依頼という形がでていたので、この議題で承認というよりも引き続き検討するというかたちでよろしいか。

(3) 利用定員の設定について【資料4】

事務局

利用定員の設定について説明

委員

在園児が転園希望しない限り入れるというと今までは0～2歳までしか在園出来なかったのが、そのまま5歳まで在園出来るということか。

事務局

令和4年度末に在籍する0～2歳児の園児様はそのまま移行する。4・5歳児枠は新規で募集する。

委員

運営する社会福祉法人からしたら、すでに空きが出ている3・4・5歳児枠が増えると、更に空きが出てくる可能性もあるかと思うのだが、それは私立保育園の園長会等では諮っていないのか。

事務局

条例に基づき、まず、子ども子育て会議で諮問してから各園に諮っていききたい。

委員

保育園は慣習として認可定員イコール利用定員っていうことで、この制度の設計がされているので、なかなか定員の変更をしにくい。定員の変更をしにくいということは、右肩上がりで待機所も多くて弾力なんか使っているときは高い運営単価で多くの子どもたちを受け入れることができたので運営としては非常に楽であったのが、逆に今度は右肩下がりになってくると低い運営単価で少ない子しか来ないってなるとダブルで厳しいことになってくる。

そうなる実際は、保育士は希望者が出てから確保するのではなくて定員に合わせて確保しなきゃいけないとなるが、蓋開けてみたら来ませんでしたとなかなか厳しいことになっていく。

利用定員の変更を各施設から申し出しやすいよう仕組みを作っただいて、その都度この会議を開いて承認をして、迅速に利用定員を下げるということをしないまま、需要が大きいであろう場所に新設の保育園を作っていくとなかなか経営が難しくなってくる法人もでてくるのではないかと思う。なくせば良いことではないが、使命感を持ってやっている事業者の方々に不利益が出て保育士の方々の待遇が下がってしまわないようにご配慮いただければと思う。

事務局

今後の議題で行くと人口の減少というところが出てくると思いますが、5年・10年先の話になってくると考える。市の方でも長期的な課題としていきたい。

委員

この定員になると、送迎バスの要望が親の方から出てくるのではないかと。公共施設の再利用が検討されているが駅前乳児保育園の施設はどうなるのか。情報があれば聞きたい。

事務局

消費生活センターの今後は未定である。

委員

利用する保護者の視点でいうと2・3か所利用しているとありがたいと思う。

委員

0～2歳しかない園を利用している人にとっては良い話だと思っただが、待機児童数とか定員割れしている保育園があることを考えると良いとは言えない。

委員長

審議会として、様々な意見が出ている状況は会議として良いか

委員

この会議で審議して決定されなかったら通らないか。

事務局

条例では、利用定員を設定する場合には、審議会に諮問することとなっている。決定ではなく、審議会としての意見をお伺いするものと考えている。

委員

今すでに一生懸命地域の中で経営してきた保育園、公立も私立にも決定権がないのかわかりませんが地域の保育を守った方々には決定した後に言うのは矛盾を感じる。

委員長

整理すると、0～5歳児という形で受け入れるってということに関しては各委員の同意は得られているという認識で良いか。定員に関してどうだろうと議論をしていきたいという意見が出ているという段階だと思う。

委員

もう建物建てなきゃいけないので、今の人数でいくって決まっているということか。今更、定員を変えるという話をしたらまた最初から図面を作成しなくてはいけないではないか、そんなことはありえない、時間的に。ということはもうこの人数で確定しますっていうのを行政が言っているだけではないか。

事務局

市としてはこの人数で設定させていただきたい。まずは、条例上、この会議で諮問させていただかないといけないので今回議題とさせていただいた。

委員

では、その人数が我々として多すぎるといったら変更できるのか。

事務局

審議会としては多すぎるといった意見をいただいたということであれば、審議会にいただいた意見に基づいて最終的に市で判断をさせていただく。

委員

計画43ページの利用認定のところで見ると見込みが令和4年で721人となっている、実績は変わっているのか。確報方策で752人っていうのがすでにもうあって。これはどうなのだろう。こうすると計画をちょっと変更する必要があるでしょ。量の見込みが上方したとか。

委員

2号認定の待機児童数がどれくらいあって、この計画をそもそも変えなきゃいけないのではないかと。この計画に従って召集されている会議なので、一方で学童の方は入れないお子さんもいて空いているというのも丸めて話をして、こっちは丸めないっていうのは、冒頭からのやり取りを聞いているとご都合主義じゃないか。

駅前に要望を持っている保護者の方々に、ある特定の小学校の地域の特定の保護者の方々の要望にこたえられないっていうのも払拭しなきゃいけないし、そこは整合性をつけなきゃいけない。その説明が本来ここでされると思ったが、この計画量と供給量をとばして話をされているので、何を基に私たちはこの数字を承認して良いのかどうかが分からない。

事務局

今年度の8月1日現在でいうと3・4・5歳児の2号認定の待機児童はいない。

委員

この計画の中では既に令和3年度でこの計画が未達なのか、でも待機児童がゼロってことは未達ではないわけですよね。だけれども新たに作る、新たに認めるというのは市が作るのだがからというふうにしか聞こえない。

委員長

難しい点は、今回の利用定員を設定する保育園の場合だと、0～2歳児の児童がその園でずっと5歳まですごせるっていうことを考えると、3～5歳児の利用定員がおのずと15で設定されているという事だと思う。

なので、利用者のお子さんたちにしてみれば途中で転園をしなくてもここの園で5歳まで卒園児としていられるっていうこと、そこを大切にしようということで3・4・5歳児の利用定員が決まってきたという経緯があるのかなと思う。

委員

そうすると3歳で膨らむ必要がないのではないか。14人であれば理屈が通る。

どれかが整合性が取れば良いと思う。委員長の子どもたちのこと考えてくださいっていうことであれば0～2歳児は、まだ待機児童がいるわけだから、2歳増やしましたというような。

委員

数値目標に対して評価していくのにこの計画を無視はないと思う。単純にこの子たちが5歳まで在園出来て良いと思ったが、でも全体的なこの計画とか今までやってきたことを考えると矛盾してくる。

委員長

ということを踏まえて議論が出てきているわけですが、審議会としては、3・4・5歳児の利用定員を14人という形で検討できないのかっていうところになるのかと思うが。

委員

2歳児を15人にしても良いと思うが。

事務局

ご意見いただいたことを踏まえ、再度市の方で検討させていただきたい。先程の評価調書の方と合わせまして何かしらの形で報告させていただきたいと思う。

委員長

では、そのことに関してはまたご検討継続していただきたい。

6 その他

事務局より、清瀬市学童クラブについて下記のとおり報告した。

令和3年度から市内の11施設の内、3施設に指定管理制度を導入した。今まで、学校の授業日は18時15分まで、学校の休業日の土曜日や夏休み等の3期休業は8時半からの受け入れから、8時からの受け入れの変更を市民の方からの要望があり、サービスの拡大として導入している。令和4年度については4施設、令和5年度については3施設に導入する。

なお、清瀬小に関しては、第1・第2学童クラブとあるが、6月から施設が離れ、施設としてはカウントが増えるが、清瀬市の学童クラブの名称としては11施設としている。

委員

学童クラブの定員についてはここでは検討しないのか。

事務局

学童クラブの定員については清瀬市の学童クラブ条例で定めているので、簡単には動かすことができない。今後、就労の方が増え、施設の部分で変わっていく等があれば、条例の改定が必要になってくると思う。

7. 閉会

委員長

事務局には、また資料の作成をお願いしたい。以上をもちまして、令和3年度第1回清瀬市子ども・子育て会議を閉会する。